

公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査票（構造体・吊り天井等・その他の非構造部材）

令和6年4月1日現在

Table with columns for Prefecture (設置者名), Building Type (I: Non-structural, II: Seismic Retrofit), and Inspection Status (III: Inspection Status). Rows list various prefectures from Hokkaido to Okinawa, with columns for counts and percentages of buildings meeting or exceeding standards.

※1 ① 経費等と併せて実施するため ② 財政的な理由（例：事業の平準化のため、他の事業を優先的に進めたためなど）により取組が遅れているため ③ 改修等の工事に着手しているが、工事未完了のため ④ 新たに耐震診断を行った結果、耐震性がないことが判明し、工事未完了のため ⑤ 災害復旧等を優先する必要があるため
※2 平成30年1月25日付国土交通省告示第104号の別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実態について技術上の指針となるべき事項」に規定された木造建築物の耐震診断の指針に基づく診断（以下「告示に基づく診断」とする）を行った
※3 Ⅱ 屋内運動場等：屋内運動場・武道場・講堂・屋内プールとして使用する大規模空間（高さ6mを超える又は面積が200㎡を超える空間）
※4 「落下防止対策実施済み」とは、吊り天井・照明器具・バスケットゴールの全てに対して、補強・再設置などの対策（吊り天井については、国土交通省が平成26年4月に施行された技術基準を満たす対策、撤去を除く。）を実施した
又は耐震点検の結果、すでに対策が実施されていた棟数
※5 ① 財政的な理由（例：事業の平準化のため、他の事業を優先的に進めたためなど）により取組が遅れているため ② 長寿命化改修などの大規模改修や改修等の工事を行う際に実施するため ③ 統廃合と併せて実施するため ④ 統廃合の方針が決定しておらず、耐震対策の方針が固まらない ⑤ 点検等の結果、落下防止対策が必要なが新たに判明し、工事未完了のため
⑥ 改修等の工事に着手しているが、工事未完了のため ⑦ その他
※6 ① 照明・バスケットゴールの全ての落下防止対策実施済みとは、照明器具・バスケットゴールの全てに対して、補強・再設置などの対策を実施済の棟数又は耐震点検の結果、すでに対策が実施されていた棟数
※7 ① 財政的な理由（例：事業の平準化のため、他の事業を優先的に進めたためなど）により取組が遅れているため ② 非構造部材のうち、緊急度・優先度の高い項目から実施しているため（緊急度の高い項目も一部実施あり） ③ 長寿命化改修などの大規模改修や改修等の工事を行う際に実施するため ④ 統廃合の方針が決定しておらず、対策の方針が固まらないため ⑤ 点検が未実施のため
⑥ 自治体内における技術職の不足や、協議の事業者（専門家）の不足のため